

奈良市特定建設工事共同企業体取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大規模かつ技術的難度の高い建設工事の施工に際し、技術力等を結集して工事の安定的施工を確保することを目的に結成される共同企業体の適正な活用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「共同企業体」とは、特定の建設工事を共同で施工するため、建設業者が建設工事ごとに自主的に結成する企業体をいう。

(対象工事)

第3条 共同企業体による一般競争入札の対象となる建設工事(以下「対象工事」という。)は、原則として次に掲げるものとする。

- ・ 1件当たりの設計金額がおおむね2億円以上の土木一式工事
- ・ 1件当たりの設計金額がおおむね3億円以上の建築一式工事
- ・ その他工事の内容、技術的特性等を総合的に勘案して共同企業体による施工が適当であると認められる建設工事

(構成員数)

第4条 共同企業体は、5社以下で構成するものとする。

2 市長は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、共同企業体の構成員数を別に定めるものとする。

(構成員の出資比率)

第5条 共同企業体の全ての構成員は均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

2 市長は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、各構成員の出資比率を別に定めるものとする。

(共同企業体の代表者)

第6条 共同企業体は、代表者1社を置くものとする。

2 前項の代表者は、出資比率が構成員中最大のものでなければならない。

(構成員の資格)

第7条 共同企業体の構成員は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- ・ 参加しようとする対象工事の一般競争入札の公告の日現在において、当該対象工事に応じた工事種別につき、当該年度の建設工事等競争入札参加資格者として登録されていること。
- ・ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ・ 奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中ではないこと。
- ・ 対象工事の内容、技術的特性等を総合的に勘案し、対象工事ごとに決定する次の事項に係る条件を満たす者であること。

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する建設業の許可の

区分及び同条第2項に規定する建設業の許可の種類

イ 対象工事と同種の工事で同規模以上のもの又は市長が必要と認める規模以上のものの施工実績

ウ 対象工事に係る配置予定技術者の資格及び実績

2 市長は、前項に定めるもののほか、必要と認めるときは、別に共同企業体の構成員の資格を定めるものとする。

(入札参加申請)

第8条 対象工事の一般競争入札に参加しようとする共同企業体の代表者は、対象工事ごとの公告において指定する日までに、特定建設工事共同企業体入札参加申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- ・ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）
- ・ 各構成員の委任状
- ・ 各構成員の配置予定技術者の資格等を証する書類の写し
- ・ 各構成員の直近の総合評定値通知書の写し
- ・ その他市長が必要と認める書類

(入札参加資格の有無の確認)

第9条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該共同企業体の入札参加資格の有無を確認し、当該共同企業体の代表者に対し、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により当該共同企業体が入札参加資格を有しないことの確認をしたときは、同項の通知書にその理由を記載しなければならない。

(入札参加資格の喪失)

第10条 前条の規定により入札参加資格を有することの確認を受けた共同企業体は、次のいずれかに該当することとなったときは、当該対象工事の入札参加資格を喪失するものとする。

- ・ 共同企業体の構成員のいずれかが第7条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- ・ 第8条の申請書及びその添付書類に虚偽の記載があったことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により入札参加資格を喪失した共同企業体があるときは、その代表者に、入札参加資格を喪失した理由を記載した書面により通知しなければならない。

(共同企業体による競争入札の中止)

第11条 市長は、入札参加資格を有することを確認できる共同企業体の数が2に満たないときは、当該対象工事に係る共同企業体による一般競争入札を中止することがある。

2 市長は、前項の規定により共同企業体による一般競争入札を中止したときは、直ちにその旨を公告するとともに、当該一般競争入札に参加を予定している共同企業体の代表者に書面により通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により共同企業体による一般競争入札を中止したときは、当該対象工事を単体の企業に発注するものとする。

(共同企業体の存続期間)

第12条 対象工事に係る請負契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、当該対象工事に係る請負契約の履行後3箇月を経過する日までとする。

2 対象工事に係る請負契約の相手方とならなかった共同企業体の存続期間は、当該対象工事に係る請負契約が締結された日までとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、共同企業体による一般競争入札の実施に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この要領は、平成14年11月1日から施行し、同日以後に公告する一般競争入札に係る共同企業体について適用する。

この要領は、平成16年5月18日から施行し、同日以後に公告する一般競争入札に係る共同企業体について適用する。

この要領は、平成18年4月1日から施行し、同日以降に公告する一般競争入札に係る共同企業体について適用する。

この要領は、平成19年4月1日から施行し、同日以降に公告する一般競争入札に係る共同企業体について適用する。

この要領は、平成22年5月1日から施行し、同日以降に公告する一般競争入札に係る共同企業体について適用する。

この要領は、平成26年5月1日から施行し、同日以降に公告する一般競争入札に係る共同企業体について適用する。

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に公告する一般競争入札に係る共同企業体について適用する。